



控 訴 状

平成26年10月10日

大阪高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 関 川 信 也



〒634-0805

奈良県橿原市地黄町172-2

控訴人 (原告) 吉 井 康 雄

〒541-0041

大阪府中央区北浜1丁目3番14号

西川三井ビル603号室 関川法律事務所 (送達場所)

電 話 06 (6121) 2931

FAX 06 (6121) 2932

控訴人訴訟代理人

弁護士 関 川 信 也

〒533-0015

大阪府東淀川区大隅二丁目2番8号

被控訴人 (被告) 学 校 法 人 大 阪 経 済 大 学

代表者理事長 勝 田 泰 久

〒533-0015

大阪市東淀川区大隅二丁目2番8号 学校法人大阪経済大
学内

被控訴人（被告） 井 形 浩 治

〒533-0015

大阪市東淀川区大隅二丁目2番8号 学校法人大阪経済大
学内

被控訴人（被告） 池 島 真 策

地位確認等請求控訴事件

訴訟物の価格 1343万5000円

貼用印紙額 9万3000円

上記当事者間の大阪地方裁判所平成25年（ワ）第5815号地位確認等請求事件について、平成26年9月30日判決の言渡があり、控訴人は同日判決正本の送達を受けたが、同判決の一部に不服があるから、控訴人は控訴を提起する。

原 判 決 の 表 示

主 文

- 1 被告大学及び被告井形は、原告に対し、連帯して30万円及び平成25年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告大学及び被告井形に対するその余の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却する。
- 3 原告の被告池島に対する主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを50分し、その1を被告大学及び被告井形が負担することとし、その余は原告が負担することとする。
- 5 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

省 略

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 2 主位的請求1
 - (1) 控訴人が、被控訴人大学に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
 - (2) 被控訴人大学は、控訴人に対し、平成25年4月から本判決確定の日まで、毎月25日限り月額35万3750円の割合による金員及びこれに対する各支払日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 主位的請求 2

被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、70万円及び平成25年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 予備的請求（主位的請求1との関係）

被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して1273万5000円を支払え。

5 訴訟費用は第1審，2審とも被控訴人らの負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

控 訴 の 理 由

控訴人の事実上、法律上の主張は、原判決事実適示のとおりであるが、原判決には事実誤認の違法があり、取消を免れないものである。

詳細は追って準備書面を提出する。

添 付 書 類

1	訴訟委任状	1通
2	資格証明書	1通